平成２１年（フ）第５９０号
金沢市三馬２丁目75番地
債務者　荒木　幸江
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第３１３８号
愛知県春日井市柏原町５丁目40番地　コーポヨシ101号
債務者　松村　育代
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３１７６号
名古屋市中村区砂田町１丁目48番地　豊ハイツ202号
債務者　山中　明美
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３１９１号
名古屋市北区山田４丁目10番81号　市営新山田北荘701号
債務者　中村浩太郎（旧姓三角）
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３２０５号
愛知県海部郡蟹江町大字蟹江新田字八反割８番地２　タウニィ鶴正Ｂ―103
債務者　伊藤　理恵
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第９７号
愛知県一宮市島村字西山３番地　市営島村住宅435号
債務者　松本八重子
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第４６６号
愛知県一宮市多加木１丁目30番５号　エクセル多加木401号
債務者　石井　裕久
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第４９７号
愛知県岩倉市中央町３丁目104番地グリーンベル岩倉中央公園203号
債務者　小川　勝紀
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第５０７号
愛知県稲沢市平和町西光坊海道東261番地
債務者　後藤　佳子
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第５１５号
愛知県丹羽郡大口町河北２丁目440番地　ハイツ中村103号、申立時の住所愛知県犬山市大字羽黒字北金屋８番地２　レインボー第二羽黒202
債務者　藤山　幸夫
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第５６３号
愛知県一宮市東五城字若宮34番地　東五城団地２棟502号
債務者　渡邉　初子
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第１４６号
三重県名張市つつじが丘南１番町152番地
債務者　三成　真弓（旧姓福永）
1　決定年月日時　平成21年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２１年（フ）第６３号
兵庫県丹波市山南町北和田104番地１
債務者　田中　克佳
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２１年（フ）第４５７号
香川県高松市木太町3949番地３　中條マンション307号室、住民票上の住所香川県仲多度郡多度津町大字道福寺708番地１
債務者　森　　秀樹
1　決定年月日時　平成21年11月30日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第８４２号
福岡市博多区堅粕２丁目13番３―303号
債務者　辻　須美子
1　決定年月日時　平成21年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１７４５号
福岡市早良区田村４丁目14番15―304号
債務者　津久井孝子
1　決定年月日時　平成21年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２０４１号
福岡市南区高宮３丁目１番16―1002号、住民票上の住所福岡市中央区平尾４丁目18番28―303号
債務者　富永　周行
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部